主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

記録によれば、申立人が名古屋高等裁判所金沢支部に申し立てた抗告については その対象となるべき裁判が存在しないから、右抗告の申立ては不適法であり、した がって、これを前提とする本件抗告の申立ても不適法である。

よって、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成五年三月五日

最高裁判所第三小法廷

己	克	家	貞	裁判長裁判官
夫	壽	上	坂	裁判官
夫	逸	部	袁	裁判官
市郎	庄	藤	佐	裁判官
雄	恒	部	可	裁判官